

## 介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 第一 地域支援事業に関する事項

地域支援事業のうち、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改めるものとする。

(介護保険法第百十五条の三十八関係)

### 第二 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を追加するものとする。

(附則第二条第二項関係)